

仕 様 書

1 業 務 名 多賀城市外国語活動等指導支援労働者派遣業務

2 契 約 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 配 置 場 所 多賀城市立小学校6校並びに多賀城市立中学校4校及び教育委員会が指定する場所

4 業 務 内 容

- (1) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案
- (2) 外国語活動授業、外国語授業、英語授業その他の国際教育を進めるための学校活動全般の指導支援並びに使用する教材研究、教材作成及び教材提供
- (3) 授業の反省、分析及び評価への参加と定期的な情報提供並びに学習指導に関するノウハウの提供
- (4) 小中学校教員を対象とした指導方法等研修会の企画提案及び実施
- (5) 児童生徒に関する各種イベントや各種活動に対する協力支援
- (6) その他教育委員会と受託者において協議の上定める業務

5 外国語活動指導支援労働者派遣業務の実施条件

- (1) 業務実施日は、原則として12月28日から1月4日までを除く月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く。）とし、勤務時間については、休憩1時間を除く1日7時間以内とする。
- (2) 業務実施时限の割振りは、学校運営の必要に応じ、教育委員会と受託者が協議して定めるものとする。
- (3) 学校行事等によっては、業務実施日程を振り替えるものとする。
- (4) 夏季、冬季、学年末及び学年始めにおける長期休業日については、原則として業務を実施しないものとする。

6 支払い条件等

- (1) 受託者は、前月分の業務完了報告書を毎月10日までに提出するものとする。
- (2) 契約金の支払は、契約期間中毎月払とする。

7 その他

- (1) 受託者と教育委員会は、学期始めに当該学期における業務の実施内容について事前に打合せを行うものとする。
- (2) 教育委員会は、契約業務が適正に実施されていないとき、又は学校で問題が生じ業務

実施に支障があると認めたときは、受託者に業務の改善を求めることができるものとする。

- (3) その他業務実施上の細部については、各学校の実情に合わせ、教育委員会と受託者が協議して決定するものとする。
- (4) 受託者は、業務実施に関し、必要な物品は自ら準備するものとする。ただし、学校において使用する机及び椅子は、学校が無償で貸与するものとする。この場合において、受託者は貸与された物品を善良なる管理者の注意を持って管理するものとし、受託者の責めにより貸与された物品を破損した場合は、これを賠償するものとする。
- (5) 多賀城市は、環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、契約の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
- (6) 暴力団排除措置に関する以下の事項を遵守すること。
 - ア 受託者は、受託業務において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。
 - イ 受託者は、上記アにより警察へ通報等を行った場合には、速やかに多賀城市教育委員会事務局教育総務課長にその内容を書面により報告すること。
 - ウ 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより受託業務の実施に支障が生じる等の被害が生じた場合は、多賀城市教育委員会事務局教育総務課長と協議を行うこと。